

佐倉市の行政情報等発信に関する協定書

佐倉市(以下、「甲」という。)、株式会社フューチャーリンクネットワーク(以下、「乙」という。)及び株式会社スワット(以下、「丙」という。)とは、乙及び丙が運営する地域情報ポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)に、甲の行政情報等を掲載するにあたり、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、ポータルサイトにおいて、甲から提供された行政情報等を、佐倉市民の利便性の向上を目的とした民間情報と一体的に発信等を行うにあたって、公益性を持って行われるよう、甲、乙及び丙で必要な取り決めを行うものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 乙及び丙は、ポータルサイトの設置目的、本協定の意義、及び乙及び丙が行う運営業務(以下、「本業務」という。)の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。また、甲は本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲、乙及び丙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(協定期間)

第4条 本協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。なお、本協定の期間満了に際し、甲、乙及び丙が協定を更新しない旨の申し出がない場合、互いの意思を確認の上、さらに1年間の期間延長するものとし、以後はこれを繰り返す。

(協定事項の公表)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の期間中、甲のホームページ及びポータルサイトにおいて、この協定が締結されていることを公表する。

(本業務の範囲)

第6条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、市民等に有益であると甲が認める行政情報等を乙及び丙に提供する。
- (2) 乙及び丙は、甲から提供を受けた行政情報等及び市民等に有益であると判断した行政情報等をポータルサイト及び提携媒体に掲載する。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める業務

(業務範囲の変更)

第7条 甲、乙又は丙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第6条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲、乙及び丙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更にもなう費用については、前項の協議において決定するものとする。

(甲の情報提供)

第8条 甲は、本業務のために、行政情報等を、データ形式でインターネットでの通信による提供、または乙及び丙が行う甲のホームページからの情報取得及び本来の情報の意図を超えない範囲の編集に対し、あらかじめ許諾することで提供する。

(乙の情報受信と掲載)

第9条 乙及び丙は、前条により、甲からインターネットでの通信により提供される情報を確実に受信する機能を用意する。

2 乙及び丙は、前条により、甲から提供された行政情報等を、甲と協議の上決定した体系により、民間情報と一体として構成し、可能な限り乙及び丙のポータルサイト上及び提携媒体に掲載する。

3 前項の乙及び丙による民間情報の掲載において、乙及び丙は、佐倉市及びその隣接地域に関し、佐倉市民、佐倉市内在勤者及び佐倉市内来訪者にとって有用な公共及び民間情報の収集及び発信を継続的に行う。

(ポータルサイト機能の停止及び中断)

第10条 乙及び丙はポータルサイト機能を計画停止させる際には、事前に甲に報告を行う。

2 事故などによる予期しない事態によりポータルサイト機能の停止、中断が発生した際には、乙又は丙はすみやかに甲に報告を行う。

3 乙及び丙は前項の事態が発生したときには迅速な機能回復に努める。

(ポータルサイトにおける情報掲載の制限)

第11条 乙及び丙は、公益性のあるポータルサイトとして運営するにあたって、次に該当する情報をポータルサイトに掲載し

ないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 情報の内容が政治活動、宗教活動を主たる目的とするもの
- (3) 第三者への誹謗中傷、不利益を与えるもの
- (4) 犯罪行為に結びつくと判断されるものや、法律に反すると判断されるもの
- (5) 甲の行政運営の実態と反し、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でない甲が認めるもの

(情報掲載責任)

第12条 甲が提供した情報の内容に関する責任は、甲が負う。また、乙及び丙が作成した情報に関する責任は乙及び丙が負う。

(情報の編集)

第13条 乙及び丙は、甲から提供された情報を、本協定の目的の範囲内でポータルサイト利用者が容易に理解できるように編集ができるものとする。ただし、本来の情報の意図を逸脱して編集したもの、あるいは、その編集に瑕疵が認められる場合は、その情報に係る責任は乙及び丙が負う。

2 乙及び丙は、甲から提供された情報を甲の了承のうえ、二次利用ができるものとする。

(著作権)

第14条 ポータルサイトに掲載された著作物に対する権利は原則として著作者に帰属する。また、ポータルサイト上に掲載された編集著作物に対する権利は乙及び丙に帰属する。なお、本件について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議のうえ、定めるものとする。

(セキュリティ対策等)

第15条 乙及び丙は、ポータルサイトの運営に当たり、セキュリティ対策及び個人情報保護対策に対し万全の措置を講じなければならない。

2 ポータルサイトに対して、外部からの攻撃及びウイルスへの感染が確認された場合は、速やかに甲に報告するとともに、状況の改善に努めること。

(協定の変更)

第16条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容を変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲、乙及び丙は協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(協定の解除)

第17条 甲、乙又は丙は、相互に相手方が正当な理由なくしてこの協定に違反したときは、文書によって通告し、この協定を解除することができる。

(協定期間終了後の処理)

第18条 甲は、協定期間終了後、当該協定が解除されたことを佐倉市ホームページ等により案内する。

(定めのない事項)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙の署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年 3月30日

甲 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市
佐倉市長

西田 三十五

乙 千葉県船橋市西船四丁目19番3号
株式会社フューチャーリンクネットワーク
代表取締役

石井 文晴

丙 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1塚本大千葉ビル6階
株式会社スワット
代表取締役

黒川 智洋